

マイナンバー制度の円滑導入のための地方自治体支援等に関する提言

マイナンバー制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. マイナンバー法案等の早期成立

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、マイナンバー法案等について、速やかに審議を行い早期に成立させること。

2. 新しい公共インフラとしてのマイナンバー制度の活用実現

マイナンバー制度は、その有効活用により新たな時代の行政創造を可能にするものであり、将来的により広汎な活用が期待されるものである。そのことを十分に踏まえて、政府が考える「小さく生んで大きく育てる」との視点に立てば、将来可能になるであろう国民への新たな行政サービス創造のビジョンと工程表を示すこと。

そのためにも、番号制度における世界の先進事例・最先端の取組みなどを広く国民に紹介するとともに、国民の利便性を向上する新たな行政創造への改革を強く推進すること。

3. 制度導入及び運用等に係る国の費用負担の明確化等

より公平な社会保障制度の基盤確立のためのマイナンバー制度導入に当たっては、システムやネットワークの改修等について、地方に新たな費用負担が生じないように、全額を国において確保するとともに、早期にその仕様を公表すること。

また、制度の導入・運用等に関する各種ガイドラインの策定及び策定のための事前検証作業等、地方自治体における円滑な制度導入および運用を支援する費用については、国において負担すること。

なお、自治体側で負担する費用が発生する場合は、その内容や理由等を明確にしたうえで、事前に自治体側の了承を得ること。

4. 番号および番号カードの通知・交付に関するガイドライン策定

番号カード交付については、その事務手続に細心の注意が必要とされるため、番

号の通知方法、番号カード交付の事務手続きや作業内容等、国との役割分担等を含めガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

5. 第一段階における制度の導入・運用に関するガイドライン策定

制度導入に伴って影響を受ける事務については、法案成立後速やかに自治体現場における事前検証作業を行うこと。その作業で確認された不十分あるいは不明な部分については、対策を明らかにして政省令へ反映させるとともに、導入・運用に関するガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

6. 第二段階における制度の導入・運用に関するガイドライン策定

第二段階としての情報提供ネットワークシステムの運用に際して、地方自治体が必要な準備作業および運用開始後の影響を受ける事務について、自治体現場における事前検証作業を行うこと。そしてその作業で確認された不十分あるいは不明な部分については、その対策を明らかにし、政省令の内容へ反映させるとともに、第二段階における導入・運用に関するガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

7. 住民向けの説明資料等の共有と緊急時の対応ガイドラインの策定

制度の導入・運用を円滑なものとするためには、地域住民の理解と協力が欠かせない。特に、番号の不正利用や詐欺、個人番号カードの紛失等の対応については、緊急ヘルプデスクの統合や関係機関への通知など、地方自治体だけでなく国の機関や民間企業等との連携が必要であるため、統一的なガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

8. マイナンバー法に対応した条例改正ガイドラインの策定

マイナンバー法と地方自治体における条例との整合性を図るため、地方自治体の個人情報保護条例の改正等、地方自治体において条例改正作業が必要となってくる。この導入は法定受託事務として行われるのであるから、国は条例改正ガイドラインを策定し地方自治体に示すこと。

なお、上記4から8に示す各種ガイドラインについては、制度の導入・運用後においても、自治体からの意見等を踏まえて国が定期的に内容を更新し、実務に即した最新版を提供すること。

9. 制度に関する適切な啓発・教育の充実推進

制度に伴う行政サービスの享受は、住民（国民）の誕生の時から始まり、住民の成長とともに活用されていくことになるため、様々な教育課程等をはじめとした啓発・教育の機会をとらえた適切な教育が重要である。

政府においては、制度を主管する政府部署を軸としつつ、文部科学省など教育関連分野とも連携して的確で十分な対応を推進し、信頼性のある制度として進展、確立できるように対処すること。

10. 地方自治体との協議と国民への周知

制度の構築に当たっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、地方自治体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うこと。

また、導入した場合、混乱が生じることをないよう、国民への周知を徹底するとともに、地方自治体への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

11. マイナンバー制度と医療分野の情報連携

保険者業務において医療費の過誤調整が大きな負担となっていることに加え、高額療養費の現物支給化に当たり、きめ細やかな限度額判定への対応が求められていることから、マイナンバー制度と医療分野の情報連携を行い、医療機関における高額療養費の判定情報等もフィードバックされる仕組みを確立すること。